

第5章 騒音・振動

- 1 騒音・振動の状況
- 2 工場・事業場の騒音・振動対策
- 3 交通騒音・振動対策

1 騒音・振動の状況

騒音や振動は、悪臭と同様に「感覚公害」といわれ、物的被害を生ずることはまれで、多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その影響範囲も発生源の近隣地域となっている。特に騒音については、工場騒音からピアノ、ペットなどの近隣騒音^(※)まで、その発生源も多種多様である。

平成16年度、市町村によせられた苦情は、騒音に係るものが146件、振動に係るものが36件であり、発生源の内訳は、図5-1及び図5-2のとおりで、騒音、振動とも、工場・事業場、建設作業、道路交通に関するものが主体となっている。

また、「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度」が平成12年3月に改正されたのに伴い指定地域の区域区分等の変更を行い平成12年4月から施行している。

(環境基準等を資料編に掲載)

(1) 一般環境騒音・振動の状況

騒音規制法・振動規制法では、市町村長は規制地域内の騒音・振動の大きさを測定することとされている。また、市町村長は、規制地域内において、自動車騒音や道路交通振動が一定の限度（要請限度^(※)）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている

と認める場合は、県公安委員会に対し道路交通規制の要請や、道路管理者に対し道路構造の改善等の意見を述べることなどができるとされている。

平成16年度の一般地域における環境騒音の測定結果は、図5-3のとおりである。すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は79.4%であった。

道路に面する地域の騒音測定結果は、図5-4のとおりである。すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は51.1%であった。

また、道路交通振動については、17地点で測定を行ったが、全てで要請限度を超過していなかった。

(測定結果を資料編に掲載)

(2) 新幹線鉄道騒音・振動^(※)の状況

新幹線鉄道では、騒音については環境基準が定められており、振動については新幹線鉄道振動指針値(70デシベル)が設けられている。

平成16年度の測定結果では、騒音については測定地点9か所のうち8か所で環境基準を超えており、振動についてはすべて指針値以下であった。

在来線鉄道については、平成7年12月、新設又は大規模改良に際して騒音対策の指針が示されている。瀬戸大橋の列車騒音については、倉敷市が監視

測定を行っているが、平成16年度の結果では努力目標（80dB）以下であった。

（測定結果を資料編に掲載）

（3）航空機騒音の状況

岡山空港周辺地域に環境基準の類型あてはめを行

図5-1：騒音苦情の状況

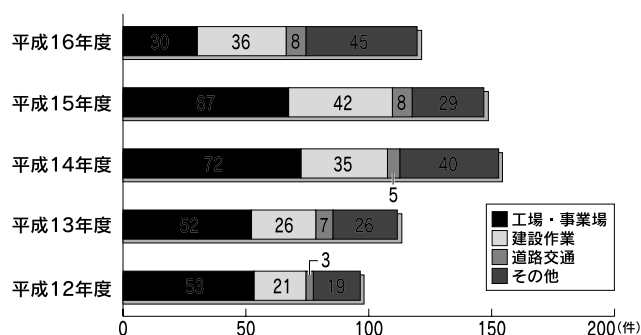


図5-2：振動苦情の状況

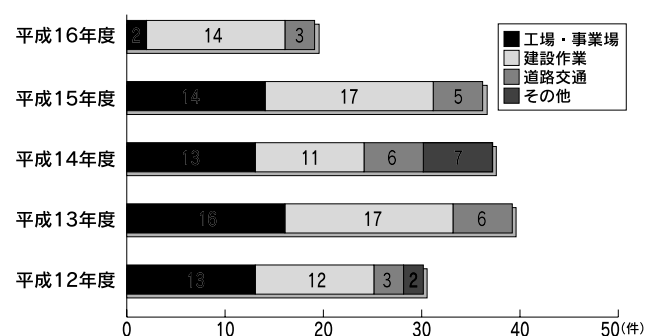
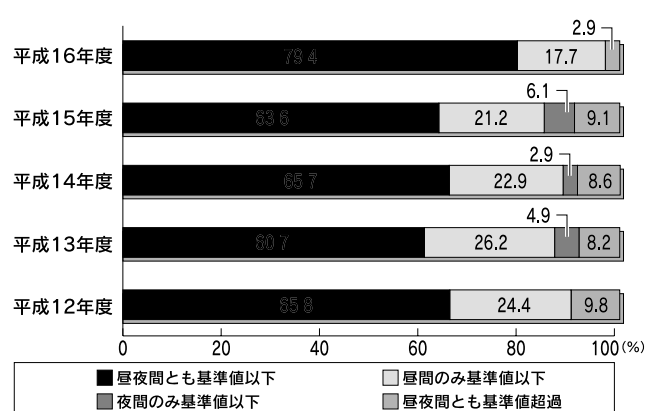


図5-3：一般地域の騒音環境基準達成状況



っている。

空港の東側及び西側に設定した測定点における環境基準達成状況は図5-5のとおりであり、環境基準は達成維持されている。

（測定結果を資料編に掲載）

図5-4：道路に面する地域の騒音環境基準達成状況

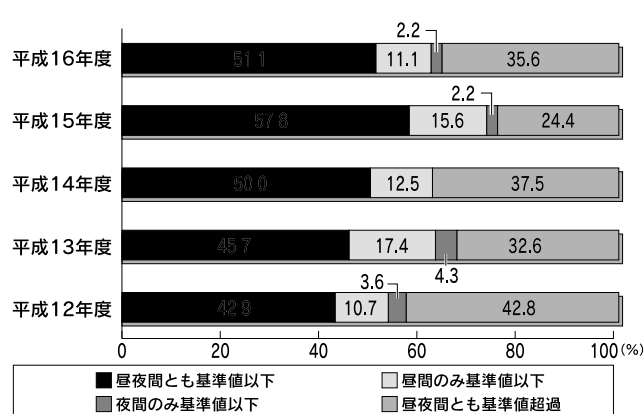
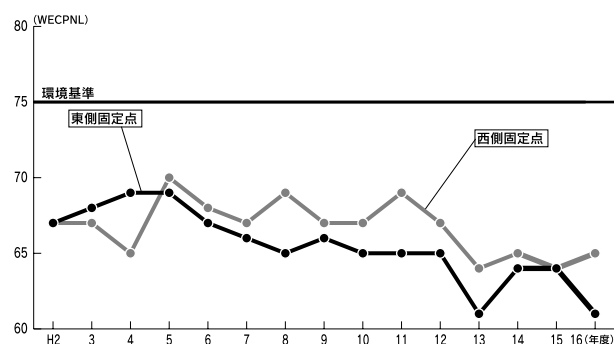


図5-5：航空機騒音の環境基準達成状況



2 工場・事業場の騒音・振動対策

●規制地域の指定

騒音規制法、振動規制法により、知事が指定する地域（規制地域）において特定施設を設置する工場・事業場に対し、騒音、振動の規制基準が設けられている。

平成17年8月1日現在の規制地域は、騒音が25市町、振動が25市町である。また、平成16年度末での規制対象工場・事業場数は、騒音関係が2,931（特定施設数26,226）、振動関係が1,891（特定施設数17,098）である。

建設作業については、規制地域において施工される特定建設作業に対し、改善基準が定められている。平成16年度に届出のあった特定建設作業は、騒音関係が661件、振動関係が307件であった。

（規制地域等を資料編に掲載）

●立入検査等

工場・事業場や建設作業に対する立入検査などの規制業務は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、市町村が所管している。

市町村長は、工場・事業場から発生する騒音、振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告などの措置をすることができるとされている。平成16年度の立入検査は、騒音関係が60件、振動関係が14件であり、改善勧告などの法的措置が1件あった。

また、建設作業に伴う騒音・振動についても、工場・事業場と同様な規制が設けられている。平成16年度の立入検査は、騒音関係が27件、振動関係が13件であり、改善勧告などの法的措置はなかった。

●研修会の開催

騒音、振動をはじめとして複雑多様化している生活環境問題に第一義的に対処している市町村職員及び県の窓口である振興局職員を対象に、「環境対策研修会」を開催し、生活公害に関する専門知識の研修を行っている。

平成16年度は、前期に法規制及び苦情処理、後期に法規制及び県条例の概要と実務の説明を中心とした研修会を開催した。

3 交通騒音・振動対策

(1) 道路交通騒音・振動

●自動車騒音の常時監視

騒音規制法では、自動車騒音の常時監視（環境基準）については、県知事（中核市にあっては中核市の長）が測定することとされている。

平成16年度は、環境基準値の達成状況を把握するため45地点で測定を行った。

●関係者への要請等

騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域における自動車騒音及び道路交通振動について、市町村長は、一定の限度（要請限度）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、県公安委員会に対し交通規制、道路管理者に対し道路構造の改善の要請等ができるとされている。

平成16年度は、自動車騒音及び道路交通振動について、道路管理者及び県公安委員会に対する要請等はなかった。

(2) 新幹線鉄道騒音・振動等

新幹線鉄道騒音・振動については、沿線市町とともに、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策指針値」の達成状況の調査を行っている。

平成16年度は、県が5地点、岡山市が2地点、倉敷市が2地点の計9地点で測定を行い、環境基準を超過する地点について、JR西日本に対し適切な対策を講ずるよう要請した。

なお、昭和63年に開業した瀬戸大橋の列車騒音については、JR四国が騒音の自主管理、騒音低減化等の対策を推進していくこととしていることから、

これらの対策の実施及び努力目標（橋梁部80dB）の遵守状況を確認するため、倉敷市が監視測定を行っている。

(3) 航空機騒音

航空機騒音については、岡山空港周辺地域において、「航空機騒音に係る環境基準」の達成状況等の調査を行っている。

平成16年度は、あてはめ地域内の2地点（固定点）及びあてはめ地域周辺の3地点（移動点）において測定調査を行った。